

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

ページ

○ 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企業局水道経営管理室)	一
○ 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例	(教育庁高校教育課)	一
○ 県立学校条例の一部を改正する条例	(同)	二
○ 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
○ 県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁総務課)	四
○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	四
○ 公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部生活環境課)	一〇
○ 地域環境保全特別基金条例	(環境政策課)	一〇
○ 医療施設耐震化臨時特例基金条例	(医療整備課)	一一
○ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例	(長寿社会政策課)	一一
○ 介護職員処遇改善等臨時特例基金条例	(介護保険室)	一二
○ 子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(子育て支援室)	二三
○ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例	(障害福祉課)	二三
○ 水産動物の輸出検疫証明手数料条例	(水産業基盤整備課)	二三

条 例

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○ 宮城県条例第五十九号

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

公営企業の設置等に関する条例(昭和四十九年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一大崎広域水道の項中「一、〇九八円」を「九六九円」に、

七六円

を

七〇円

に改め、同表仙南・仙塩広域水道の項中「一、一九九円」を「一、一五六円」

六五円

を

六〇円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○ 宮城県条例第六十号

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例

(設置)

第一条 経済的理由によって修学が困難な高等学校等の生徒について教育の機会の確保を支援するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとす。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中

宮城県第一女子高等学校
宮城県第三女子高等学校

を

宮城県仙台二華高等学校

宮城県仙台二桜高等学校

に、

宮城県石巻高等学校

宮城県石巻好文館高等学校

宮城県飯野川高等学校

宮城県河南高等学校

宮城県水産高等学校

宮城県石巻工業高等学校

宮城県石巻商業高等学校

宮城県塩釜高等学校

宮城県塩釜女子高等学校

宮城県石巻高等学校

宮城県石巻好文館高等学校

宮城県石巻北高等学校

宮城県水産高等学校

宮城県石巻工業高等学校

宮城県石巻商業高等学校

宮城県塩釜高等学校

宮城県白石高等学校

を

に、

石巻市

塩釜市

石巻市

塩釜市

宮城県古川工業高等学校	
宮城県田尻さくら高等学校	
宮城県松山高等学校	
宮城県岩出山高等学校	
宮城県古川黎明高等学校	
宮城県古川高等学校	

大 崎 市 に改める。

宮城県鹿島台商業高等学校	
宮城県古川工業高等学校	
宮城県田尻さくら高等学校	
宮城県松山高等学校	
宮城県田尻高等学校	
宮城県岩出山高等学校	
宮城県古川黎明高等学校	
宮城県古川高等学校	

大 崎 市 を

宮城県白石工業高等学校	
宮城県白石高等学校	

白 石 市 に、

宮城県白石女子高等学校	
宮城県白石工業高等学校	

白 石 市 を

宮城県鹿島台商業高等学校

第四条の二の表宮城県古川黎明中学校の項の前に次のように加える。

宮城県仙台二華中学校	仙 台 市
------------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に次の各号に掲げる学校に在学する生徒は、この条例の施行の日において、当該各号に定める学校の相当の生徒になるものとする。

- 一 宮城県第二女子高等学校 宮城県仙台二華高等学校
- 二 宮城県第三女子高等学校 宮城県仙台二校高等学校
- 三 宮城県飯野川高等学校及び宮城県河南高等学校 宮城県石巻北高等学校
- 四 宮城県塩釜高等学校及び宮城県塩釜女子高等学校 宮城県塩釜高等学校
- 五 宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校 宮城県白石高等学校
- 六 宮城県田尻高等学校 宮城県田尻さくら高等学校

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中、「又は」を削り、「若しくはこれ」を、「又はこれら」に、「退職手当は、支給しない」を、「知事は、当該退職をした知事等(当該退職をした知事等が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の処分について準用する。この場合において、同条第二項中「退職手当管理機関」とあるのは「知事」と、「前項」とあるのは「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第五条の第三項」と、「同条第三項中「退職手当管理機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

第五条の四を削る。

第六条（見出しを含む）中「支給」を「支給等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十三号

県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（退職手当）」を付し、同条第五項を削る。

第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

第五条 教育長が、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けて退職をし、又は地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）若しくはこれに準ずる退職をしたときは、当該退職に係る同条例第十一条第一号に規定する退職手当管理

機関は、当該退職をした教育長（当該退職をした教育長が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこと

とする処分を行うことができる。

2 職員の退職手当に関する条例第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の処分について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第五条第一項」と読み替えるものとする。

第六条 前二条に定めるもののほか、教育長の退職手当の支給等については、職員の例による。

別表第一及び別表第二中「（第五条関係）」を「（第七条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。第一条中「の基準」を削る。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母

については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第三条第二項中「退職した者」の下に「(第十二条第一項各号に掲げる者を含む)」を加える。

第五条の二第一項中「第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するもの」を

「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を、「これらの退職手当」に、「第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を、「第七条第七項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)(の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る)」に改め、同項第十一号中「第七条の四第一項」を、「第八条第一項」に改め、同項第十二号中「第七条の四第二項」を、「第八条第二項」に改め、同項第十三号中「第七条の四第三項第一号」を、「第八条第三項第一号」に改め、同項第十四号中「第七条の四第三項第二号」を、「第八条第三項第二号」に改め、同項第十五号中「第七条の四第三項第三号」を、「第八条第三項第三号」に改め、同項第十六号中「第七条の四第三項第四号」を、「第八条第三項第四号」に改め、同項第十七号中「第七条の四第三項第五号」を、「第八条第三項第五号」に改め、同項第十八号中「第七条の四第三項第六号」を、「第八条第三項第六号」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者でその勤続期間が」を、「退職した者のうち自己都合退職者(第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)(以外のもの)でその勤続期間が五年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)(」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの)でその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

第六条の四第四項に次の三号を加える。

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの)でその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

第六条の五第一項中「第一条の三」を、「第一条の四」に改める。

第七条第三項中「第八条第一項各号」を、「第十二条第一項各号」に改め、同条第五項第一号中「第十三条」を、「第十九条第二項」に改める。

第七条の二中「こえる」を、「超える」に改める。

第八条を削る。

第七条の四の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を、「の在職期間の計算」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条を第八条とする。

第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下、一般の退職手当等」という。)(」を、「一般の退職手当等」に改める。

第十一条を次のように改める。

(定義)

第十一条 この条から第十八条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第十八条までにおいて同じ。)(の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員が占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

第十一条の二を削る。

第十二条を次のように改める。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つ

た経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を県公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けべき者に到達したものとみなす。

第十六条を第二十二条とし、第十五条の見出し中「退職手当」を「退職手当等」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十一条とする。

3 第十二条から第十八条までの規定は、単純労務職員として退職した者の退職手当について準用する。

第十四条の見出し中「退職手当」を「退職手当等」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十条とする。

3 第十二条から第十八条までの規定は、企業職員として退職した者の退職手当について準用する。第十三条の見出しを「職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条に次の二項を加え、同条を第十九条とする。

3 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十二条の二及び第十二条の三を削り、第十二条の次に次の六条を加える。

（退職手当の差止め）

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支

払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控

除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。
（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在职期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下、再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行うときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続条例（平成七年宮城県条例第三十号）第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に關し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたもの

とみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「求職手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「求職者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けたと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第十六条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の

退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が求職手当受給可能者であつた場合にあつては、求職者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続条例第三章第一節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、

当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が求職手当受給可能者であつた場合にあつては、求職者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が求職手当受給可能者であつた場合にあつては、求職者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が求職手当受給可能者であつた場合にあつては、求職者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が求職手当受給可能者であつた場合にあつては、求職者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が求職手当受給可能者であつた場合にあつては、求職者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基つき納付する金額は、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続条例第三章第一節の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（人事委員会の調査審議等）

第十八条 人事委員会は、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議する。

2 退職手当管理機関は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」といふ。）を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならない。

3 人事委員会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べ、機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に關し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができ。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に關し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

附則第十項中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

附則第十三項中「第二条の三」を「第一条の四」に改める。

附則第二十一項中「退職した者を」を「退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「こえる」を「超える」に改める。
附則第六項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

4 (職員)の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年宮城県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「並びに第七条の四」を「第八条並びに第十九条第三項及び第四項」に改める。

附則第六項中「第三条第一項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を「第二条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第八項及び第十四項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(職員)の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第三項中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改める。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十五号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表三十の項中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千三百円」に、「九千円」を「一万五百円」に、「五千三百円」を「六千七百円」に改め、同項の次に次のように加える。

三十の二 銃砲刀剣類所持等取締法第四	受検を申請する	六百五十円
の三第一項(同法第七條の三第三項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく認知機能検査を受けようとする者)	受検を申請するとき	

第二条第一項の表三十二の項中

「	一万千円	」
「	を	」

「 二万二千円

」に改め、同項の次に次のように加える。

三十二の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五	受講を申請す	一万二千三百円
条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作	るとき	
及び射撃の技能に関する講習を受けようとする者		

第二条第一項の表三十六の項中「二千三百円」を「二千四百円」に、「五千八百円」を「七千二百円」に、「五千四百円」を「六千八百円」に改め、同表三十七の項及び三十八の項中

「 七千九百円

」を「 八千九百円

」に改め、同項

の次に次のように加える。

三十八の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九	申請するとき	九千六百円(当該認定の申請をする者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九條の三第一項の規定に基づき年少射撃資格の認定を受ける場合における当該他の認定の申請にあつては、五千九百円)
条の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定を申請する者	申請するとき	千八百円

三十八の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九	申請するとき	千八百円
条の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換えを申請する者	申請するとき	千九百円

三十八の四 銃砲刀剣類所持等取締法第九	申請するとき	千九百円
条の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付を申請する者	申請するとき	九千七百円

三十八の五 銃砲刀剣類所持等取締法第九	受講を申請す	九千七百円
条の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習を受けようとする者	るとき	

附 則

この条例は、平成二十一年十一月四日から施行する。

地域環境保全特別基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

地域環境保全特別基金条例

(設置)

第一条 省エネルギーに関する取組その他の地域における環境の保全に関する取組の一層の推進を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、地域環境保全特別基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

医療施設耐震化臨時特別基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

医療施設耐震化臨時特別基金条例

(設置)

第一条 災害拠点病院等の医療施設の地震に対する安全性を向上させることにより、地震が発生した場合において適切な医療を提供する体制の維持を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、医療施設耐震化臨時特別基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

介護基盤緊急整備等臨時特別基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号
介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例
(設置)

第一条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設その他の施設の緊急な整備等を促進するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

介護職員処遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号
介護職員処遇改善等臨時特例基金条例
(設置)

第一条 介護職員(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第五条第一項に規定する訪問介護員等その他の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスその他のサービスに従事する従業者)知事が定めるものをいう。)の更なる処遇の改善及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームその他の施設の整備の促進を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、介護職員処遇改善等臨時特例基金(以下「基金」という)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

介護職員処遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年十一月三十日限り、その効力を失う。

子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

子育て支援対策臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 社会福祉施設等の地震及び火災に対する安全性の向上を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

水産動物の輸出検疫証明手数料条例をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十二号

水産動物の輸出検疫証明手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定により県が徴収する水産技術総合センターにおける輸出水産動物が、検査の結果、伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないことを証する証明書(以下「輸出検疫証明書」という。)の交付に係る手数料については、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 知事は、輸出検疫証明書の交付を受けようとする者から、申請の際に、一件につき二千円の手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料は、県の発行する収入証紙により納めなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(手数料の返還)

第三条 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより輸出検疫証明書の交付ができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(手数料の免除)

第四条 知事は、特別の理由があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十一年十一月一日から施行する。